

第 1 7 回半田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 0 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 第 4 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 4 9 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 5 0 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③
の規定による農用地利用集積計画について
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	欠席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	欠席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第 17 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。本日も活発なご審議よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 1 名欠席で 10 名です。また、推進委員 5 名中 4 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、3 番の岩橋克巳委員と 4 番の新美久美子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 48 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。番号 603-20 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は農地を管理することが難しくなり、譲受人は申請地を買い入れ営農に邁進していきたいとのことで申請に至りました。場所については、別冊 1 頁をご覧ください。特別養護老人ホームの北側になります。現場については、耕作がしっかりされており、譲受人もしっかり耕作されているようですので、問題ありません。

議長

番号 603-20 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-20 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-20 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-21 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申請代理人に申請理由を確認し、現地も確認し適当であると判断いた

しました。また、新半田病院周辺の農地になりまして、今回のような申請が増えてきているように思われます。半田市として新たなマスタープラン等を作成すれば、もっと様々な申請や街づくりの核になっていく可能性がある地域かと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。新半田病院の南側に位置します。よろしく審議お願い致します。

議長

番号 603-21 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

現在は水田であるかと思われませんが、梅林にするということですね。できるのでしょうか。

委員

申請代理人に確認したところ、間違いはないとのことでしたので、現時点では問題はないかと思われます。事務局にお伺いしますが、新病院ができるにあたり、この周辺を半田市として何か開発等の意向はあるのでしょうか。

事務局

現時点で何か市の具体的な計画はありません。しかし、今後開発がされている可能性もあるかもしれません。ただしそれが何年後だとかは不明でありますので、現時点での審査を行っていただくようお願いいたします。

議長

番号 603-21 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-21 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-22 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は令和 6 年度に立ち上げられた農地所有適格法人です。主にダイガンドラというグランドカバーを栽培しています。現地は、既に温室の状態で売りに出されており、そのまま使用することができるため、今回の申請に至りました。場所については、別冊の 3 頁をご覧ください。一体利用地として、山林が一部あるのと、一部前回の用途変更を行った土地で栽培を行っていくとのこと。現地で申請代理人ともお話をさせていただきました。特に問題ないかと思われます。よろしく審議お願いいたします。

議長

番号 603-22 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-22 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-22 を承認・可決いたします。

続きまして、第 49 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、5 件出ております。

番号 605-34 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は武豊町で不動産業を営む法人で、申請地の近くで山林等の土地を所有しています。申請目的は、この近隣で重機および機材を集約し、駐機する必要があり、今回の申請に至りました。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。青山中学校から西にいったところにあります。現地は少し荒れているようなところでした。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-34 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-34 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-34 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-35 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は栃木県に本社を置く再生可能エネルギー発電事業を行う法人で、この度発電効率の良い愛知県で土地を探していたところ、本申請に至りました。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。場所は国道 247 号線の浜田町 2 丁目の交差点を南に下り、工場の南側を西へ行ったところ。現地は耕作放棄地の状態であり、特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-35 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-35 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-35 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-36 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は過去にも転用の申請がありました、学童等を営む法人です。保護者の送迎時などに駐車場が不足しているため、今回の申請に至りました。申請地については、既に駐

車場として使用されており、始末書を添付しての申請となっており、やむを得ないと判断しております。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。乙川薬師町の交差点から西にいったところになります。特段問題ないかと思われます。

議長

番号 605-36 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-36 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-36 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-37 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は、建築業や解体業を主に行う法人です。資材を置く場所が不足しており、申請地から事務所までの距離も近く、交通の便もよいことから、本申請に至りました。看板については、不法投棄を抑制するような内容の予定です。場所については、別冊 7 頁をご覧ください。県道の南側で、道路から少し下がっている場所にあり、排水については隣接している市道の下から、池に排水する計画です。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-37 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-37 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-37 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-38 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申請内容については、前回用途変更の際に説明した事項から変更はありません。温室として利用していくとのこと。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605-38 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-38 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-38 を承認・可決いたします。

続きまして、第 50 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強

化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6)－③の規定による農用地利用集積計画について」、6件出ています。606-99～104について、全て関連しておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

申請人は個人経営から法人を立ち上げたため、個人で結んでいた利用権や円滑化等中間管理以外の権利設定を一度合意解約したのち、今回新規と併せて法人として中間管理で契約するものです。担い手としてこれからも引き続き勢力的に農業を行うものをして、今回の変更は特に問題ないかと考えております。

議長

番号 606-99～104 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-99～104 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-99～104 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」が5件、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」が2件、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」が5件、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」が1件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第1号から第4号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

事務局

事務局よりよろしいでしょうか。農業委員、推進委員の役割と立場については、着任研修時にお話をさせていただいておりますが、委員の皆さんは非常勤特別職にあたり、公務員に準ずる立場にあります。総会案件でかかわる市民の方とは節度を持ったご対応をいただきますよう、改めてご確認させていただきます。

議長

これで第17回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時30分)

以上議事のてん末を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印